

定期健康診断結果報告書（様式第6号）の記入方法

報告様式は、必ず厚生労働省のホームページから出力した用紙（コピー不可）で提出下さい。
「厚生労働省 安全衛生主要様式」で検索

常時 50 人以上の労働者（パート等含）を使用する事業者は、定期健康診断を実施後、遅滞なく（おおむね 1 ヶ月以内に）、提出する必要があります。（裏面の関係法令解説参照）

関係法令：労働安全衛生法第 66 条、同施行令第 22 条、同規則第 44 条、第 45 条、第 48 条）

「9」を忘れずに記入。
対象事業場の所在地等を記入。（本社所在地等ではありません。）
健康診断を実施した機関が 2 以上あるときは、各々について記入。数が多い場合は別紙に！
各健診項目の**有所見者数**の合計ではなく、**他覚所見及び、歯科健診を除くすべての健康診断項目について、いずれかが有所見であった者の実人数**を記入。
健康診断の結果、医師が、**要医療、要精密検査等の指示の他、生活指導、保健指導等**を内容とする指示を行った者の人数を記入。なお、各々の健診項目について**医師が再検査を指示する場合は、含みません。**

労働保険番号（継続事業一括認定を受けている場合は、被一括事業場の整理番号も記入）
一定期間にまとめて報告する場合は、報告日に最も近い健診年月日を記入
企業名だけでなく、支店・工場・店舗等の名称も記入。
健診年月日における**常時使用する労働者数、受診労働者数**を記入。当該、事業場における**パート・アルバイト等も含めて、常態として使用する労働者の数**です（企業全体の労働者数ではありません。）（裏面・関係法令解説参照）
労働安全衛生法施行令第 22 条第 3 項の業務に常時従事する労働者について記入。（当該業務は、「**塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん** その他齒又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務」です。）

産業医氏名、事業者職氏名、押印 お忘れなく。
氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

- 労働安全衛生規則第 13 条 1 項 第 2 号に掲げる業務**
- イ、多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ、多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ、ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ、土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ、異常気圧下における業務
 - ヘ、さく岩機、紙打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ト、重量物の取扱い等重激な業務
 - チ、ボイラー製造等強烈な騒音を発生する場所における業務

- リ、坑内における業務
- ヌ、深夜業を含む業務**
- ル、水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石灰酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ロ、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務
- ワ、病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ、その他厚生労働大臣が定める業務

報告書の控えに**受付押印が必要な場合は**、提出時に当該、報告書 写し（コピー）も持参下さい。
なお、郵送提出の場合で、同様に報告書の控えに**受付押印が必要な場合は**、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）と報告書 写し（コピー）を同封郵送下さい。

定期健康診断結果報告書（様式第6号）の関係法令

報告様式（様式第6号）は、必ず厚生労働省のホームページから出力した用紙（コピー不可）で提出下さい。

「厚生労働省 安全衛生主要様式」で検索

関係法令 労働安全衛生規則（定期健康診断） 第44条第1項（第2～4項 略）

事業者は、常時使用する労働者（第45条第1項に規定する労働者を除く。）に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- | | | |
|---------------------------|----------|----------|
| 1 既往歴及び業務歴の調査 | 5 血圧の測定 | 9 血糖検査 |
| 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 | 6 貧血検査 | 10 尿検査 |
| 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 | 7 肝機能検査 | 11 心電図検査 |
| 4 胸部エックス線検査及び喀（かく）痰（たん）検査 | 8 血中脂質検査 | |

Q & A 「常時使用する労働者」とは **パートタイム労働者の健診義務はどうなるの**

事業者が定期健康診断を行うべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の及びのいずれの要件をも満たす者であること。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

平成19年10月1日付け、基発第1001016号（職発第1001002号、能発第1001001号、雇児発第1001002号）
厚生労働省労働基準局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省職業能力開発局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 連名通達

期間の定めのない労働契約により使用される者であること。

なお、期間の定めのある労働契約により使用される者の場合は、当該契約期間が1年以上である者並びに契約更新により、1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者。（特定業務従事者健診<安衛則第45条の健康診断>の対象となる者については、上記の1年以上を6カ月以上に読み替え）

その者の1週間の労働時間数が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分3以上であること。

関係法令 労働安全衛生規則（健康診断結果報告） 第52条

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、第44条、第45条又は第48条の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第6号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

Q & A 「常時50人以上の労働者を使用する」とは 昭和47年9月18日 基発第602号
「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」（都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長通達）
日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が、本条各号に掲げる数以上であることをいうものであること。

Q & A **深夜業を含む業務とは**（特定業務従事者健診<安衛則第45条の健康診断>の対象となる者）
昭和23年10月1日付け、基発第1456号、労働基準法第61条（深夜業の定義）
業務の常態として、**深夜業を1週1回以上または1月に4回以上行う業務をいう。**
（常時使用され、午後10時以降午前5時の間に「少しでも」業務を行う者。）